

教員養成フラッグシップ大学 5 年目評価実施要領

令和 8 年 2 月

教員養成フラッグシップ大学推進委員会

「教員養成フラッグシップ大学」の 5 年目評価は、この実施要領により行うものとする。

1. 5 年目評価の目的

5 年目評価は、教員養成フラッグシップ大学に指定された大学（以下「大学」という。）の構想・計画の進捗状況や継続性・発展性等について指定後 5 年間の全体評価を行い、その結果を、大学に示し適切な助言を行うとともに、評価結果に基づいて全国の教員養成の在り方等の検討に資することを目的とする。

2. 5 年目評価の対象

指定後～5 年目 6 月時点（令和 8 年 6 月）における進捗状況等について評価を実施する。

3. 5 年目評価の実施方法

各大学から提出された報告書等を基に、書面評価により実施する。

委員会は、書面評価に基づき合議評価を行い、評価結果（案）や助言等をまとめる。

大学に対し、事前に評価結果（案）を開示し、当該評価結果（案）において、「C」又は「D」と評価された大学には、説明聴取の機会を与えた上で、委員会はあらためて評価を行う。

【書面報告】

- (1) 教員養成フラッグシップ大学としての 5 年間の取組のまとめ
- (2) 教員養成フラッグシップ大学としての今後の展望（今後のフラッグシップの在り方に係る提案等含む）
- (3) 先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の改善・展開状況及び効果検証（取組に係る教員や学生等のアンケート、連携先機関の評価等）
- (4) フラッグシップ大学としての取組や理念の教職課程全体への波及方法及びその効果（新たに開発したプログラムや科目に直接かかわらない教員への浸透の方法やその効果（教員の意識や指導内容の変化等）
- (5) 取組をととした教員組織運営体制の変化（開発科目・減じた科目・既存科目の教員体制及び配置の変化、FD 等含む）
- (6) 全国的な教員養成ネットワークの構築と成果の展開の進捗状況

(7) 教員養成フラッグシップ大学推進委員会において出された所見・助言等への対応状況

(8) その他必要な事項

4. 5年目評価の基準

評価は、以下の観点を踏まえて総合的に判断し、評価基準に照らして、評価結果を「S」、「A」、「B」、「C」、「D」の5段階の絶対評価により区分することとする。

【評価の観点】

- ① 当初の構想・計画に沿って、5年間をとおして着実に事業が進捗し、成果（効果）が上がっているか。
- ② 教員養成の在り方の変革等を牽引する役割を果たしているか・果たせる見込みがあるか。

区分	評価基準
S	指定期間5年間をとおして、毎年成果を積み上げながら確実に取組を進めていることが特筆できる。教員養成の在り方の変革等を牽引する役割を大いに果たせると期待できる。
A	指定期間5年間をとおして、毎年着実に取組を進め、順調な進捗状況である。教員養成の在り方の変革等を牽引する役割を果たせると期待できる。
B	指定期間5年間をとおして、毎年段階的に取組を進めているものの、当初の構想を全体的に達成したとは言い難い。委員会助言等を考慮し、教員養成の在り方の変革等を牽引する役割を果たせるよう一層の努力が必要である。
C	全体的に取組の進捗が遅れ、当初の構想を達成したとは言い難い。教員養成の在り方の変革等を牽引する役割を果たせるか疑問がある。
D	指定期間5年間を鑑み、教員養成の在り方の変革等を牽引する役割を果たせないと思われるので、指定の取り消しが妥当である。

5. 5年目評価スケジュール（予定）

6月末 【大学】 書面報告提出

7～8月中 【大学】 オンラインヒアリング

1月～2月 【推進委員会】 5年目評価結果（案）の決定

5年目評価結果（案）を大学に開示

（上記の評価が「C」又は「D」の場合は説明聴取の機会を与える）

【推進委員会】 5年目評価結果の決定、大学に通知

【教員養成部会】 5年目評価結果報告